

提案する諸条例等の制定要旨

議案第55号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年8月10日付け人事院からの意見の申出を受け、国家公務員に係る育児休業の取得回数の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が措置されることに準じ、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年10月1日と定めています。

議案第56号 南あわじ市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大に伴い、パートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員に係る南あわじ市職員互助会の会員資格について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年10月1日と定めています。

議案第57号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、多機能端末を利用した戸籍の附票の交付サービスを開始することに合わせて、交付に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年10月17日と定めています。

議案第58号 淡路広域行政事務組合理約の変更について

本件は、可燃ごみ処理施設の運営等を淡路地域で広域化させることに伴い、広域ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を淡路広域行政事務組合の事業とすることから、規約の変更について協議するものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和5年4月1日と定めています。